

# とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム設置要領

## 1 趣旨

「就職氷河期世代支援に関する行動計画 2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）を踏まえ、鳥取県内の関係機関や団体を構成員とし、県内の就職氷河期世代の支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成するとともに、活躍支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括する「とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」（以下「とっとりPF」という。）を設置する。

## 2 構成員

別表に掲げる機関・団体で構成する。

なお、必要に応じ、他の関係機関等の意見を求めることができるものとする。

## 3 各構成員の役割

上記2の構成員の役割は、下記のとおりとする。

### （1）行政側

#### ① 鳥取労働局（職業安定部）

- ・ とっとりPF取りまとめ共同事務局（主担当）
- ・ とっとりPF事業実施計画（以下「事業計画」という。）策定に関する共同取りまとめ（主担当）
- ・ 労働局が実施する事業の進捗管理
- ・ 各種支援策の周知、広報

#### ② 鳥取県（商工労働部）

- ・ とっとりPF取りまとめ共同事務局（副担当）
- ・ 事業計画策定に関する共同取りまとめ（副担当）
- ・ 県が実施する事業の進捗管理
- ・ 県内市町村プラットフォーム（以下「市町村PF」という。）における経済団体等への対応依頼等に関する市町村との連絡調整
- ・ 各種支援策の周知、広報

#### ③ 鳥取県（福祉保健部）

- ・ 市町村PFの設置等に関する市町村との連絡調整
- ・ 社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討

- ・市町村PFと連携した好事例の把握と展開
- ・各種支援策の周知、広報
- ④ 市町村（鳥取県市長会、鳥取県町村会）
  - ・とっとりPF取りまとめ共同事務局への施策の提案
  - ・各種支援策の周知、広報
- ⑤ 支援機関（公共職業安定所、県の就労支援施設、鳥取県地域若者サポートステーション、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部、とっとりひきこもり生活支援センター）
  - ・専門窓口・専門チームによる就職支援
  - ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
  - ・企業に対する処遇改善の働きかけ、就職氷河期世代を対象とした求人確保
  - ・職業的自立に向けた支援
  - ・職業訓練の充実
  - ・好事例の把握と展開
  - ・就労に向けた関係機関の連携強化
  - ・管内市町村PFへの参画
  - ・とっとりPF取りまとめ共同事務局への施策の提案
  - ・各種支援策の周知、広報

（２）中国経済産業局、経済団体、労働団体等

- ・企業に対する就職氷河期世代を対象とした求人募集、積極的な採用や職場実習・体験の機会確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正社員化を含む処遇改善及び受入体制整備等に関する働きかけ
- ・とっとりPF取りまとめ共同事務局への施策の提案
- ・各種支援策の周知、広報

４ とっとりPFにおける取組事項

とっとりPFにおいては、次の（１）から（４）までに掲げる事項について、協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

（１）支援対象者の把握

地域ごとに支援の対象となる次の３種類の者に係る実態やニーズの把握について、その方法等を検討する。

- ① 不安定な就労状態にある者
- ② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者
- ③ 社会参加に向けた支援を必要とする者（ひきこもり状態 等）

(2) 目標及びKPI（業績評価指標）の設定及び事業計画の策定

- ① 鳥取県における目標及びKPIについては、適切なものを検討の上設定する。
- ② 目標を達成するため、事業計画を策定する。
- ③ 事業計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(3) 気運醸成及び各種支援策の周知広報

県内の就職氷河期世代の活躍支援に地域社会全体で取り組む気運を醸成し、各界が一体となって、積極的な正規雇用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境を作る。

また、就職氷河期世代本人及びその家族等に対して各種支援策の周知を図る。

(4) 市町村PFとの連携

鳥取県（福祉保健部）は、市町村PFの設置等について、市町村と連絡調整を図り、次の事項等に係る市町村PFとの情報共有と広域的課題の対応を行う。

- ・市町村PFの設置等に関する市町村への働きかけや助言等
- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・市町村PFの好事例の把握と周知等

5 とっとりPFの会議運営

(1) 上記の協議を行うため、原則として年2回会議を開催することとするが、必要に応じて開催することができる。

(2) とっとりPFの会議の進行は、鳥取労働局職業安定部が行うものとする。

6 秘密の保持

とっとりPFの構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則)

この要領は、令和2年2月17日から施行する。

令和4年2月8日 一部改正

## 別表

## とっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成機関・団体

区 分	機 関 ・ 団 体 名
経済団体	鳥取県商工会議所連合会
	鳥取県商工会連合会
	鳥取県中小企業団体中央会
	一般社団法人鳥取県経営者協会
労働団体	日本労働組合総連合会鳥取県連合会
支援団体	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鳥取支部
	鳥取県地域若者サポートステーション
	とっとりひきこもり生活支援センター
市町村	鳥取県市長会
	鳥取県町村会
行 政	中国経済産業局
	鳥取労働局
	鳥取県商工労働部
	鳥取県福祉保健部